笠間市復興推進計画

平成27年10月1日 茨城県笠間市

1. 計画の区域 笠間市全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、本市では震度6強を記録し、死者1名、負傷者50名の人的被害に加え、市内全域において、6,861戸(全壊17棟、大規模半壊4棟、半壊133棟、一部損壊6,707棟)の住宅が全壊や半壊、一部損壊などの被害を受けた。

また、市役所笠間支所が壊滅的な被害で使用不能となり、解体を余儀なくされた。インフラ面でも、公共下水道管の破損が43か所、上水道管の破損が125ヵ所で発生し、さらに、交通網では、JR常磐線及び水戸線の運休が1ヶ月弱も続き、市道の亀裂・陥没が403ヵ所、通行止めは4ヵ所で発生するなどライフラインが寸断され、市民生活は甚大な被害を受け、震災から4年が経過した現在も影響が残っている状況にある。

このような中、本市の復興に向け、本市の中核的な産業を担う企業の新規立地を支援することで地域経済の活性化を図るとともに、本市のみならず、沿岸部を含めた雇用の創出を図ることを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市のみならず沿岸部を含めた雇用の創出を図るため、本市の卸売業、小売業における中核的な産業となる無店舗小売業について、新規立地企業の設備投資等を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の 内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容 「復興特区支援貸付事業」

①事業の内容

本市に新たに立地する株式会社 MonotaRO (モノタロウ。以下「対象事業者」という。)が、平町地内の畜産試験場跡地において、物流センターの整備に必要な資金を貸し付ける事業

②貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本事業の実施により、本市における無店舗小売業は、本市の卸売業、小売業の商品販売額及び従業員数において第3位に位置付けられる中核的な業種であり、かつ、今般の物流センターの新設は、無店舗小売業の商品販売額の約91.8%を占める中核的な企業が実施するものであり、約300名の新規雇用を予定している。

また、立地場所である本市(旧友部町)の就業者の常住地別集計に照らせば、 東日本大震災において津波等による著しい被害を受けた沿岸部からも相応の雇用 が見込めるなど、本市の復興はもとより沿岸部の復興にも寄与するものである。

さらに、対象事業者の取扱商品 900 万点のうち輸入製品について、今後は茨城 港常陸那珂港区を利用する計画であり、今回の立地は同港区の貨物取扱量を増大 することが期待できる。

したがって、本事業による雇用効果や経済効果は大きく、目標に掲げた「地域経済の活性化を図るとともに、本市のみならず、沿岸部を含めた雇用の創出を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、当該計画の目標達成に大きく寄与する事業である。

- ③施行規則第2条に規定する該当事業 施行規則第2条第6号
- ④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名 株式会社常陽銀行、株式会社りそな銀行
- ⑤特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金(3億円以上)を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給(法第44条の規定に基づく措置)

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

当該計画の実施により、本市の卸売業、小売業における中核的な産業となる無店舗小売業である対象事業者が新たに物流センターを稼働させることに伴い、本市における無店舗小売業の商品販売額が増加し、地域経済の活性化が期待される。雇用についても、市内はもとより沿岸部を含めた新たな雇用が創出されることとなる。これにより、本市の中核的な産業を担う立地企業の事業拡大に向けた支援を行うことは、本市における復興の円滑かつ迅速な推進と、雇用機会の創出及び地域経済の活力再生に十分寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、茨城県の意見を聴取した。

また、茨城県、本市、株式会社常陽銀行、株式会社りそな銀行、対象事業者を構成員とする笠間市復興推進協議会(地域協議会)において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。